


産前・子育て応援ヘルパー派遣のご利用について

	産前ヘルパー	子育て応援ヘルパー
対 象	つわりがひどいなど体調不良のため家事や育児が困難で、周りから支援を受けられない妊婦	周りからの支援を受けられず、日常的な家事の実施が困難であるため、保護者の養育を支援することが必要と認める乳幼児のいる家庭
派遣期間	母子健康手帳取得後から出産日までの20時間以内	出産後から子どもの就学前まで
派遣可能日時	月曜日から金曜日までの8時～18時（年末年始を除く） 1週間に3日以内、1回につき2時間以内	
援助内容	【家事援助】 調理、洗濯、掃除、買い物（日常的な内容に限る） 【育児援助】 授乳補助、おむつ交換補助、沐浴補助、就学前のきょうだいの援助	
注意事項	【申請にあたって】 ・保育園・幼稚園への送迎については、ファミリーサポートセンター事業を優先してご利用ください。 ・申請時、家庭状況を踏まえ、ヘルパー派遣の可否と支援日数・時間についての審査を行います。その結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 【利用にあたって】 ・必ず養育者が目の届く同室内にいるようにしてください。子どもとヘルパーが二人きりの状況では利用できません。 ・支援者がいないことが利用条件です。派遣時間中に支援可能な保護者や親族、友人等がいる場合は利用できません。 ・対象妊婦、対象児が不在の際は利用できません。 ・決められた時間数、回数を守り、定期的に利用してください。 【利用の終了】 ・ご利用を終了される際は、原則終了希望日の2週間前までに子育て支援課にお申し出ください。	
申込方法	【郵送の場合】 左ページの申請書に必要事項を記入し、サポートプラン（表・裏）とともに、下記の子育て支援課へ提出（窓口提出可）してください。 【電子の場合】 右側二次元コード、市HPおよび子育て応援アプリから申請が可能です。 ※添付書類が必要な場合はあわせて提出してください。 ※期間満了後も継続して利用する場合、新たに申請書が必要です。	 電子申請はこちらから
添付書類	市民税非課税世帯：養育者全員の市民税課税証明書 明石市に転入された方で下記に該当する方は、前住所地の市町村長が発行する課税証明書が必要です。（電子申請の場合は、申請時に画像を添付してください） 【1月～6月に利用開始】 ：前年1月2日以降に明石市へ転入された方 【7月～12月に利用開始】 ：当年1月2日以降に明石市へ転入された方 <hr/> 生活保護世帯 ：申請月と同じ月に発行した生活保護受給証明書 （電子申請の場合は、申請時に画像を添付してください）	

区 分	生活保護世帯	市民税非課税世帯	その他の世帯
1時間あたりの利用手数料	0円	300円	700円

【申込・問合せ先】
子育て支援課

〒673-0891 明石市大明石町1丁目6-1 パピオスあかし5階
TEL：078-918-5597 FAX：078-918-6191